

○内閣府令第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第二条 金融商品取引法第二百十四条(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百二十四条第二項(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第二条 金融商品取引法第二百十四条(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百二十四条第二項(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。</p>

附 則

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。